

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

《新規の場合（4月就職）》

平成22年4月1日 提出 北海道斜里郡斜里町長 殿		（特別徴収義務者） 給与支払者	〒 099-4113 所在地 斜里町本町12番地 (TEL 0152 - 23 - 0000)	特別徴収義務者指定番号			
			名称 (氏名) 斜里工業株式会社	担当者	係 氏名 斜里 花子	経理課 電話 内線〇〇	
給与所得者		(A)	(B)	(C)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
整理番号		特別徴収 年税額	徴収済月	徴収済額	未徴収額 (A)-(B)	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
ふりがな	しれとこ たろう						
氏名	知床太郎	円		円	円	1 退職	1 特別徴収（ 新規・継続 ） 新規の場合；下欄（ア）にもご記入願います 継続の場合；下欄（イ）にもご記入願います
生年月日	明治 大正 昭和 平成 52年 3月 30日		月分まで 徴収済		22・4・1	2 休職	
住所	斜里町 青葉町 41番地					3 死亡	2 一括徴収 下欄（ウ）にもご記入願います
						4 転勤	
						5 就職	3 普通徴収
						6 その他	

（ア）就職等により新規に特別徴収となる場合は次の欄に記載してください。なお、普通徴収のうち納期が経過した税額については特別徴収への切替えはできません。

普通徴収での納付状況	特別徴収開始月
1 年税額のうち本人が第 期分まで（税額 円）を納付済です	6 月分（平成 22 年 7 月 10 日納期分）より特別徴収します
2 年税額全て未納です（普通徴収第1期納期前に切替えを行う場合のみ）	

（イ）転勤等により特別徴収義務者が変更となる場合は次の欄に記載してください。なお、次の勤務先（転勤先）の担当者と連絡を取り記載してください。

特別徴収開始月	（特別徴収義務者） 給与支払者	〒	担当者	係
月割額 円を		所在地		(TEL - -)
月分から徴収します		名称 (氏名)		電話
				特別徴収義務者指定番号
				*町記入欄

（ウ）退職・休職・死亡等により未徴収額（C）を最終給与から一括徴収する場合は次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	1の場合のみ押印	最終給与等の 支払予定月日	一括徴収額 (C)の金額と同額	一括徴収分は 月期分で 納入します
1 異動日が平成22年6月1日から12月31日までで、本人からの申出があったため			月 日	円	
2 異動日が平成23年1月1日から5月30日までで、他事業所での特別徴収継続の希望がないため					

◎普通徴収は、異動後の残税額を対象者ご本人が直接納付していただく方法です。
 ◎退職・休職・死亡等の理由で給与の支払を受けなくなった者がある場合は、異動があった日の翌月8日までに提出してください。
 ◎1月1日以降に退職した者に未徴収額がある場合は、普通徴収での最終納期（12月25日）を過ぎているため、必ず『一括徴収』としてください。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

《新規の場合（9月就職）》

平成22年9月1日 提出 北海道斜里郡斜里町長 殿		（特別徴収義務者） 給与支払者	〒 099-4113 所在地 斜里町本町12番地 (TEL 0152 - 23 - 0000)	特別徴収義務者指定番号			
			名称 (氏名) 斜里工業株式会社	担当者	係 氏名 斜里 花子	経理課 電話 内線〇〇	
給与所得者		(A)	(B)	(C)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
整理番号		特別徴収 年税額	徴収済月	徴収済額	未徴収額 (A)-(B)	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
ふりがな	しれとこ たろう						
氏名	知床太郎	円		円	円	1 退職 2 休職 3 死亡 4 転勤 5 就職 6 その他	1 特別徴収（ 新規・継続 ） 新規の場合；下欄（ア）にもご記入願います 継続の場合；下欄（イ）にもご記入願います
生年月日	明治 大正 昭和 平成 52年 3月 30日		月分まで 徴収済		22・9・1		2 一括徴収 下欄（ウ）にもご記入願います
住所	斜里町 青葉町 41番地						3 普通徴収

（ア）就職等により新規に特別徴収となる場合は次の欄に記載してください。なお、普通徴収のうち納期が経過した税額については特別徴収への切替えはできません。

普通徴収での納付状況	特別徴収開始月
1 年税額のうち本人が第1期分まで（税額 40,000円 ）を納付済です	9 月分（平成 22 年 10 月 10 日納期分）より特別徴収します
2 年税額全て未納です（普通徴収第1期納期前に切替えを行う場合のみ）	

（イ）転勤等により特別徴収義務者が変更となる場合は次の欄に記載してください。なお、次の勤務先（転勤先）の担当者と連絡を取り記載してください。

特別徴収開始月	（特別徴収義務者） 給与支払者	〒	担当者	係
月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収します		所在地		(TEL - -)
		名称 (氏名)		電話
			特別徴収義務者指定番号	
			*町記入欄	

（ウ）退職・休職・死亡等により未徴収額（C）を最終給与から一括徴収する場合は次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	1の場合のみ押印	最終給与等の 支払予定月日	一括徴収額 (C)の金額と同額	一括徴収分は _____ 月期分で 納入します
1 異動日が平成22年6月1日から12月31日までで、本人からの申出があったため			月 日	円	
2 異動日が平成23年1月1日から5月30日までで、他事業所での特別徴収継続の希望がないため					

◎普通徴収は、異動後の残税額を対象者ご本人が直接納付していただく方法です。

◎退職・休職・死亡等の理由で給与の支払を受けなくなった者がある場合は、異動があった日の翌月8日までに提出してください。

◎1月1日以降に退職した者に未徴収額がある場合は、普通徴収での最終納期（12月25日）を過ぎているため、必ず『一括徴収』としてください。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

《転勤の場合》

平成 年 月 日 提出 北海道斜里郡斜里町長 殿		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 〒 099-4113 斜里町本町12番地 (TEL 0152 - 23 - 0000)	特別徴収義務者指定番号 9999999			
			名称 (氏名) 斜里工業株式会社	担当者	係 氏名 斜里 花子 電話 内線〇〇	経理課 斜里 花子 内線〇〇	
給与所得者		(A)	(B)	(C)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
整理番号		特別徴収 年税額	徴収済月	徴収済額	未徴収額 (A)-(B)		
ふりがな	しれとこ たろう						
氏名	知床太郎	円	9	円	円	22・10・1	1 特別徴収(新規 継続) 新規の場合;下欄(ア)にもご記入願います 継続の場合;下欄(イ)にもご記入願います
生年月日	明治 大正 昭和 平成 52年 3月 30日	120,000	月分まで 徴収済	40,000	80,000	1 退職 2 休職 3 死亡 4 転勤 5 就職 6 その他	2 一括徴収 下欄(ウ)にもご記入願います
住所	斜里町 青葉町 41番地						3 普通徴収

(ア)就職等により新規に特別徴収となる場合は次の欄に記載してください。なお、普通徴収のうち納期が経過した税額については特別徴収への切替えはできません。

普通徴収での納付状況	特別徴収開始月
1 年税額のうち本人が第 期分まで(税額 円)を納付済です	月分(平成 年 月 日納期分)より特別徴収します
2 年税額全て未納です(平成22年6月30日までに切替えを行う場合のみ)	

(イ)転勤等により特別徴収義務者が変更となる場合は次の欄に記載してください。なお、次の勤務先(転勤先)の担当者と連絡を取り記載してください。

特別徴収開始月	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 〒 099-4117 斜里町青葉町41番地 (TEL 0152 - 23 - 0000)	担当者	係 氏名 知床 一郎 電話 内線 △△△
月割額 10,000 円を 10 月分から徴収します		名称 (氏名) 有限会社 知床物産	特別徴収義務者指定番号 *町記入欄	

(ウ)退職・休職・死亡等により未徴収額(C)を最終給与から一括徴収する場合は次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	1の場合のみ押印	最終給与等の 支払予定月日	一括徴収額 (C)の金額と同額	一括徴収分は 月期分で 納入します
1 異動日が平成22年6月1日から12月31日までで、本人からの申出があったため			月 日	円	
2 異動日が平成23年1月1日から5月30日までで、他事業所での特別徴収継続の希望がないため					

◎普通徴収は、異動後の残税額を対象者ご本人が直接納付していただく方法です。

◎退職・休職・死亡等の理由で給与の支払を受けなくなった者がある場合は、異動があった日の翌月8日までに提出してください。

◎1月1日以降に退職した者に未徴収額がある場合は、普通徴収での最終納期(12月25日)を過ぎているため、必ず『一括徴収』としてください。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

《退職一括徴収の場合》

平成22年10月1日 提出 北海道斜里郡斜里町長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	〒 099-4113 所在地 斜里町本町12番地 (TEL 0152 - 23 - 0000)	特別徴収義務者指定番号 9999999			
			名称 (氏名) 斜里工業株式会社	担当者 係 氏名 電話	経理課 斜里 花子 内線〇〇		
給与所得者		(A)	(B)	(C)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
整理番号		特別徴収 年税額	徴収済月	徴収済額	未徴収額 (A)-(B)		
ふりがな	しれとこ たろう						
氏名	知床太郎	円	9	円	円	1 退職	1 特別徴収(新規・継続) 新規の場合;下欄(ア)にもご記入願います 継続の場合;下欄(イ)にもご記入願います
生年月日	明治 大正 昭和 平成 52年 3月 30日	120,000	月分まで 徴収済	40,000	80,000	H22. 9. 30	2 一括徴収
住所	斜里町 青葉町 41番地						下欄(ウ)にもご記入願います
						3 普通徴収	

(ア)就職等により新規に特別徴収となる場合は次の欄に記載してください。なお、普通徴収のうち納期が経過した税額については特別徴収への切替えはできません。

普通徴収での納付状況	特別徴収開始月
1 年税額のうち本人が第 期分まで(税額 円)を納付済です	月分(平成 年 月 日納期分)より特別徴収します
2 年税額全て未納です(平成22年6月30日までに切替えを行う場合のみ)	

(イ)転勤等により特別徴収義務者が変更となる場合は次の欄に記載してください。なお、次の勤務先(転勤先)の担当者と連絡を取り記載してください。

特別徴収開始月	給与支払者 (特別徴収義務者)	〒	担当者 係 氏名 電話
月割額 円を 月分から徴収します		所在地 (TEL - -)	
		名称 (氏名)	

(ウ)退職・休職・死亡等により未徴収額(C)を最終給与から一括徴収する場合は次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	知床	最終給与等の 支払予定月日	一括徴収額 (C)の金額と同額	一括徴収分は 9 月期分で 納入します
1 異動日が平成22年6月1日から12月31日までで、本人からの申出があったため			9月25日	80,000 円	
2 異動日が平成23年1月1日から5月30日までで、他事業所での特別徴収継続の希望がないため					

◎普通徴収は、異動後の残税額を対象者ご本人が直接納付していただく方法です。
 ◎退職・休職・死亡等の理由で給与の支払を受けなくなった者がある場合は、異動があった日の翌月8日までに提出してください。
 ◎1月1日以降に退職した者に未徴収額がある場合は、普通徴収での最終納期(12月25日)を過ぎているため、必ず『一括徴収』としてください。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

《退職普通徴収の場合》

平成22年10月6日 提出 北海道斜里郡斜里町長 殿		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 〒 099-4113 斜里町本町12番地 (TEL 0152 - 23 - 〇〇〇〇)	特別徴収義務者指定番号 9999999				
			名称 (氏名) 斜里工業株式会社	担当者	係 氏名 斜里 花子	経理課 電話 内線〇〇		
給与所得者		(A)	(B)	(C)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	
整理番号		特別徴収 年税額	徴収済月	徴収済額	未徴収額 (A)-(B)			
ふりがな	しれとこ たろう							
氏名	知床太郎	円		円	円	1 退職	1 特別徴収(新規・継続) 新規の場合;下欄(ア)にもご記入願います 継続の場合;下欄(イ)にもご記入願います	
生年月日	明治 大正 昭和 平成 52年 3月 30日	120,000	9 月分まで 徴収済	40,000	80,000	H22.9.30		2 休職
住所	斜里町 青葉町 41番地							3 死亡
						4 転勤	2 一括徴収	
						5 就職	下欄(ウ)にもご記入願います	
						6 その他	3 普通徴収	

(ア)就職等により新規に特別徴収となる場合は次の欄に記載してください。なお、普通徴収のうち納期が経過した税額については特別徴収への切替えはできません。

普通徴収での納付状況	特別徴収開始月
1 年税額のうち本人が第 期分まで(税額 円)を納付済です	月分(平成 年 月 日納期分)より特別徴収します
2 年税額全て未納です(平成22年6月30日までに切替えを行う場合のみ)	

(イ)転勤等により特別徴収義務者が変更となる場合は次の欄に記載してください。なお、次の勤務先(転勤先)の担当者と連絡を取り記載してください。

特別徴収開始月	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒	担当者	係
月割額 円を 月分から徴収します			(TEL - -)		氏名
		名称 (氏名)		電話	
				特別徴収義務者指定番号 *町記入欄	

(ウ)退職・休職・死亡等により未徴収額(C)を最終給与から一括徴収する場合は次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	1の場合のみ押印	最終給与等の支払予定月日	一括徴収額(C)の金額と同額	一括徴収分は
1 異動日が平成22年6月1日から12月31日までで、本人からの申出があったため			月 日	円	月期分で 納入します
2 異動日が平成23年1月1日から5月30日までで、他事業所での特別徴収継続の希望がないため					

◎普通徴収は、異動後の残税額を対象者ご本人が直接納付していただく方法です。

◎退職・休職・死亡等の理由で給与の支払を受けなくなった者がある場合は、異動があった日の翌月8日までに提出してください。

◎1月1日以降に退職した者に未徴収額がある場合は、普通徴収での最終納期(12月25日)を過ぎているため、必ず『一括徴収』としてください。